

国運審第14号の2
平成19年3月13日

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

株式会社エアーニッポンネットワークからの
混雑飛行場運航許可申請について

平19第9002号

平成19年2月15日付け国空事第564号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社エアーニッポンネットワークの申請に係る混雑飛行場（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～高知（高知空港）間において国内定期航空運送事業を営むため、本件申請に及んだものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成19年4月1日からボンバルディア式DHC8-400型機を使用し、1日2往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について30回と定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間及び高知空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線の運航は、現在、全日本空輸株式会社がジェット機により1日1往復の運航を行っているが、申請者の運航計画により、全日本空輸株式会社が運航している当該路線の運航を引き継ぎ、プロペラ機による1日2往復の運航を行おうとするものである。

申請者が参入することにより、当該路線の運航は同路線の増便を図り、利用者に新たな選択肢を提供するものであり、利用者利便に適合するものであること等を勘案すると、本件申請は、関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。